訪問介護ステーション想指定訪問介護事業運営規程

第１条（事業の目的）

株式会社想が設置する訪問介護ステーション想（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者に対し、指定訪問介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護の提供を確保することを目的とする。

第２条（指定訪問介護運営の方針）

１．事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

２．事業の実施に当たっては、必要な時に必要な訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。

３．事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

４．事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

第３条（事業の運営）

指定訪問介護の提供に当たっては、事業所の訪問介護員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

第４条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　訪問介護ステーション想

（２）所在地　兵庫県三田市友が丘３丁目２１番地１

第５条（従業者の職種、員数及び職務の内容）

事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名

従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

（２）サービス提供責任者　１名以上

・訪問介護計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。

・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。

・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

・訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能そのほかの利用者の心身及び生活状況に係る必要な情報を居宅介護支援事業所へ提供すること。

（３）訪問介護員　１名以上

訪問介護員は、訪問介護計画に基づき指定訪問介護の提供に当たる。

（４）事務職員　１名以上（兼任可）

必要な事務を行う。

第６条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１） 営業日　祝祭日を除く、平日に営業する。ただし 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。

（２）営業時間　午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

（３）サービス提供時間　午前９時から午後５時までとする。

ただし、ケアプランの定める日時であれば相談により対応する。

第７条（指定訪問介護の内容）

事業所で行う指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

（１）訪問介護計画の作成

（２）身体介護に関する内容

①排泄・食事介助

②清拭・入浴・身体整容

③体位変換

④移動・移乗介助、外出介助

⑤その他の必要な身体の介護

（３）生活援助に関する内容

①調理

②衣類の洗濯、補修

③住居の掃除、整理整頓

④生活必需品の買い物

⑤その他必要な家事

第８条（指定訪問介護の利用料等）

１．指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準によるものとする。

２．次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

（１）事業所から片道２０キロメートル未満　　１０００円

（２）事業所から片道２０キロメートル以上　　距離に応じて相談

３．利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。

４．指定訪問介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

５．法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

第９条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、三田市、神戸市北区北神戸中学校校区、西宮市山口町、北六甲台の区域とする。

第１０条（衛生管理等）

訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

第１１条（緊急時等における対応方法）

１．訪問介護員等は、指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

２．指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３．利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第１２条（事故発生の防止及び発生時の対応）

１．事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

（１）事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備する。

（２）事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

（３）事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行う。

２．事業所は、指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

３．事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録する。

４．事業所は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第１３条（苦情処理）

１．指定訪問介護の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

２．事業所は、提供した指定訪問介護に関し、介護保険法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３．事業所は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第１４条（個人情報の保護）

１．事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２．事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

第１５条（研修による計画的な人材育成）

１．事業所は、適切な指定訪問介護の提供ができるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

２．前項の規定により、研修の実施計画を従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

第１６条（運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表）

１．事業所は、その提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

２．事業所は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

第１７条（虐待防止に関する事項）

１．事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（３）その他虐待防止のために必要な措置

２．事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第１８条（暴力団等の影響の排除）

事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

第１９条（その他運営に関する重要事項）

１．事業所は、指定訪問介護に関する諸記録を整備し、そのサービス提供をした日から最低５年間は保存するものとする。

２．この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社想と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第２０条（身体拘束に関する事項）

１．事業所は、利用者の身体拘束の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（１）利用者の生命、または身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。

（２）身体拘束を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

付　　則

この規程は令和２年７月１日から施行する。

令和６年２月１日改定